

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象となる医療機関	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率
協定締結医療機関施設整備事業	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を締結する病院、診療所の開設者	病床確保（感染症法第36条の2第1項第1号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所	ア 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む） イ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費 ウ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	ア 病室の感染対策に係る整備 1室当たり 29,420,000円 イ 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価484,000円 ウ 个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価484,000円	ア 3分の2 イ・ウ 10分の10
		発熱外来（感染症法第36条の2第1項第2号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価484,000円	10分の10
	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を	自宅療養者等への医療の提供（感染症法第36	自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負	个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価484,000円	10分の10

	締結する 病院、診 療所、薬 局、訪問 看護事業 所の開設 者	条の2第 1項第3 号)に係 る医療措 置協定を 締結する 病院、診 療所、薬 局、訪問 看護事業 所	費		
協定締結 医療機関 設備整備 事業	県と医療 措置協定 (感染症 法第36条 の3)を 締結する 病院、診 療所の開 設者	病床確保 (感染症 法第36条 の2第1 項第1 号)に係 る医療措 置協定を 締結する 病院、診 療所	病床確保に係る協定締結 医療機関として必要な次 の設備の購入費 ア 簡易陰圧装置 イ 検査機器（PCR検査 装置、等温遺伝子増幅 装置） ウ 簡易ベッド	ア 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4,320,000円 イ 検査機器（PCR 検査装置、等 温遺伝子増幅装 置） 1 台当たり 9,350,000円 ウ 簡易ベッド 1 台当たり 51,400円	10分の10
	県と医療 措置協定 (感染症 法第36条 の3)を 締結する 病院、診 療所の開 設者	発熱外来 (感染症 法第36条 の2第1 項第2 号)に係 る医療措 置協定を 締結する 病院、診 療所	発熱外来に係る協定締結 医療機関として必要な次 の設備の購入費 ア 検査機器（PCR検 査装置、等温遺伝子増 幅装置） イ 簡易ベッド ウ HEPAフィルター付 き空気清浄機（陰圧対 応可能なものに限る）	ア 検査機器（PCR 検査装置、等 温遺伝子増幅装 置） 1 台当たり 9,350,000円 イ 簡易ベッド 1 台当たり 51,400円 ウ HEPAフィル ター付き空気清 浄機（陰圧対応 可能なものに限 る） 1 施設あたり 905,000円	10分の10

※1 上表の感染症法の条項は令和7年6月1日施行のもの。

※2 上表第3欄の「医療措置協定を締結する」には、県に「確認書兼同意書」を提出済等、既に協定締結することが決まっている場合を含む。